

平成28年度環境調和型バイオマス資源活用モデル事業委託業務の募集について

(公募要領)

平成28年6月
環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、平成28年度環境調和型バイオマス資源活用モデル事業委託業務について、事業の募集を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、対象事業者として選定された場合には、環境省委託契約事務取扱要領その他会計法令に基づき契約手続きを行っていただくことになります。

公募要領目次

1. 事業の概要
2. 公募対象事業
3. 業務実施に関する留意事項
4. 公募対象者
5. 業務実施者の選定・採択について
6. 選定・採択要件
7. 応募の方法
8. 応募に当たっての留意事項
9. 応募に関する質問の受付及び回答
10. 暴力団排除に関する誓約
11. 応募書類提出後のスケジュールについて
12. その他

1. 事業の概要

二酸化炭素削減目標達成のため、地域資源を活用した再生可能エネルギー導入拡大への期待が高まる中、家畜ふん尿や食品残さ等から得られるメタンを活用したバイオマス発電が展開されていますが、メタン発酵において生じる消化液を液肥として牧草地等に散布することによる地下水への影響が懸念されており、顕在化している例もあります。

本業務では、地域内に存在する家畜ふん尿や食品残さ等のメタン発酵にて生じた消化液を下水処理施設で適正に処理することにより、地域環境を保全しつつ、メタンを活用したバイオマス発電で得られた電力・熱を下水処理施設等に供給して二酸化炭素削減を図り、低炭素社会と循環型社会を同時達成する処理モデルの構築を目指すことを目的とします。

2. 公募対象事業

平成28年度環境調和型バイオマス資源活用モデル事業委託業務では、家畜ふん尿等のメタン発酵において生じる消化液の処理の課題解決、下水処理場における処理能力の有効活用、バイオガス発電によって得られるエネルギーの有効利用の3つの要素を連携させ、二酸化炭素削減と消化液の処理を両立させたモデル実証を行う事業を公募対象とします。

本業務では以下に示す業務内容を主眼とし、当該モデルが社会実装できるよう、家畜ふん尿等の収集からメタン発酵、発電、電力・熱の利用、消化液の処理全般に係る一連のフローを実証します。

なお、本事業の成果物として、バイオガス発電システムより得られた電力・熱の利用により期待される二酸化炭素削減見込み量を推計するとともに、二酸化炭素削減に取り組むに当たっての課題等（複数事業者の円滑な連携のための課題等を含む）の整理を行い、実証結果を成果報告書として取りまとめ、提出していただきます。

業務内容	予算規模・採択件数	業務実施期間
・メタン発酵により発生した消化液を下水処理場と連携し適正に処理を行うことの実証（消化液の適正処理） ・家畜ふん尿等のメタン発酵により得られたメタンガスを使ったバイオガス発電システムの電力・熱を、下水処理場等に融通し消化液の処理等に必要なエネルギーとして利用することの実証（エネルギーバランスの実証）	予算額の範囲内で、1～2件程度を採択予定	原則として3か年度。

※既設のバイオガス製造施設及びバイオガス発電システム等について、実証するために必要となる設備の追加（既存施設・設備の有効活用）についても対象とします。

※再生可能エネルギーの固定価格買取制度との併用及び本業務において発電された電気の売電は不可となります。

3. 業務実施に関する留意事項

複数年度に渡る業務の実施が承認された場合、各年度の業務達成目標をあらかじめ設定し、目標達成状況を自己評価していただきます。また、目標達成状況を各年度の2月頃に審査委員会（「5. 業務実施者の選定・採択について」に記述）が評価し、次年度業務の継続実施の可否について決定します。

なお、複数年に渡る業務として提案する場合においても年度毎に環境省と委託契約を締結する必要があります。また、複数年の業務実施は、翌年度以降における本業務の予算が確保されることを前提とするものであり、複数年の業務の実施を保証するものではありません。

4. 公募対象者

(1) 応募できる者の要件

本業務に応募できる者は、以下の者とします。また、複数の事業者が共同で応募することもできます。その場合、代表者以外は共同実施者となります。

- ① 民間企業
- ② 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ③ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ④ 地方公共団体
- ⑤ 大学等の研究機関
- ⑥ その他法律によって直接設立された法人

（2）業務への協力体制

事業者は、本公募へ提案を行う段階で、関係する地方公共団体及び下水道管理者（両者が同一の場合は、地方公共団体のみ。）（以下「協力者」という。）から、本業務に協力することについて協力承諾書（別添 5）により承諾を得られていることを条件とします。なお、協力者が共同実施者の場合、協力承諾書は不要とします。

（3）業務の実施体制

本業務は、単独の事業者が実施するほか、複数の事業者と共同で行うことも可能です。共同事業の場合、その代表者が本業務の申請者となり、申請者以外の事業者を共同実施者とします。

代表者は、本業務に関する応募書類の申請者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たって、総括的な責任を有します。また、代表者は、事業が採択された後は、円滑な事業執行と目標達成のために、共同実施者を代表してその事業推進に係るとりまとめを行うとともに、事業の共同実施者との役割分担を含む事業計画の作成等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

なお、事業の実施体制はやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業採択後に変更することはできません。

5. 業務実施者の選定・採択について

（1）選定・採択

一般公募を行い、選定・採択します。

（2）選定・採択方法

応募者から提出された応募書類について、書面審査及び審査委員会による審査を行います。審査委員会は、外部有識者で構成し、書面審査を通過した提案書について「平成 28 年度環境調和型バイオマス資源活用モデル事業委託業務の評価基準表」（別添 1）に基づき、提出された提案書を採点し、総合評価点が高いものの中から、対象設備や対象地域も考慮し、予算総額の範囲内において選定します。（平成 28 年度環境調和型バイオマス資源活用モデル事業委託業務の公募に係る提案書の審査及び採択決定方法（別添 2）参照）

なお、採択に当たっては、条件を付す場合や提案内容の一部変更を指示する可能性があります。

（3）審査結果の通知

審査結果は、申請者に遅滞なく通知します。また、事業者名、業務概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定です。

6. 選定・採択要件

(1) 書面審査における要件

- ① 必要な内容が記載されていること。
- ② 必要書類が添付されていること。
- ③ 他の府省庁の補助金等の助成（助成の決定を含む）を受けていないこと

(2) 審査委員会における要件

- ① 業務の目的や業務内容に反し、又は矛盾する提案がないこと。
- ② 業務の実施に当たっての基本方針が記述されていること。
- ③ 業務の実施方法、実施計画が具体的に記述されていること。
- ④ 業務を行うに適した実施体制が示されていること。
- ⑤ 家畜ふん尿等の収集からメタン発酵、発電、電力・熱の利用、消化液の処理全般に係る一連のフローが記述されていること。
- ⑥ 発電量・発熱量と電力使用量・熱利用量の分析、CO₂削減効果分析等を行うに当たっての諸条件の検証が予定されていること。
- ⑦ 地下水汚染が顕在化している又は将来的に懸念される地域への展開が期待できること。
- ⑧ 業務の実施に要する経費の内訳が示され、かつ経理的基礎を有すること。

7. 応募の方法

(1) 応募様式について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いいたします。また、応募書類に重大な不備等があった場合は、本業務の選定対象外とさせていただくことがあります。

- ア 平成28年度環境調和型バイオマス資源活用モデル事業委託業務に関する応募申請書（別紙様式）
- イ 平成28年度環境調和型バイオマス資源活用モデル事業委託業務に関する提案書（別添3）
- ウ 経費内訳書（別添4）※複数年度の業務として申請する場合は、別紙にて各年度の業務計画に応じたものを作成してください。
- エ 調査協力承諾書（別添5）
- オ 応募者の企業パンフレット等業務概要がわかる資料、定款
- カ 経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）（代表事業者のみ）
- キ その他参考資料
（地方公共団体にあつては、オ及びカは、不要）

(2) 応募書類の提出方法

① 応募の提出方法について

事業の応募に必要な書類と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送によって環境省へ提出して下さい（電子メールによる提出は受け付けません）。応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び「平成28年度環境調和型バイオマス資源活用モデル事業応募書類」と朱書きで明記して下さい。

② 公募期間

平成28年6月30日（木）から平成28年7月29日（金）17時必着

公募期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募して下さい。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によって下さい。

③ 提出部数

(1) に掲げる各書類について、正本1部・副本7部を提出して下さい。ただし、(1) のオからキは1部を正本に添付して下さい。

また、書類の電子データ(パンフレット等の参考資料は不要)を保存した電子媒体(CD-R)を1部提出して下さい(電子媒体にも、応募者名を必ず記載して下さい)。

④ 提出先

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

「環境調和型バイオマス資源活用モデル事業担当」宛て

8. 応募に当たっての留意事項

(1) 本業務の契約形態等

本業務は、国からの委託事業となります(補助金ではありません)。委託費の支払は、事業完了後の検査後払い(精算払)を原則としています。精算払とは、委託事業が終了し、受託者から完了報告書が提出された後に、環境省が完了検査を実施し、契約の適正な履行を確認するとともに、精算報告書に基づき委託事業に要した経費の額を確定した後に委託費を支払うことをいいます。

委託事業の実施中に、委託費の一部若しくは全部を支払できる制度もあります(概算払)が、本業務では原則として精算払を念頭において手続きを実施するようにして下さい。なお、本業務の設備導入に係る費用のうち、対象経費として計上することができる費用は、設備費(リース方式により設備を導入する場合は、本業務実施期間中のリース料)、設備導入に係る工事費となります。なお、本業務において取得した資産については、本業務実施期間終了後に廃棄することを前提とします。(ただし、リース方式により設備を導入する場合は廃棄の対象となりません。)

(2) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、委託契約の解除、違約金の徴収等を含む措置をとることがあります。

(3) 事業の中止等の措置

応募者は、天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

(4) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできません。また、応募書類は返却しません。

提出された応募書類は、当該申請者に無断で、環境省及び審査委員会において採択の審査以外の目的に使用することはありません。ただし、採択された事業者の提案内容は、契約仕様書にその内容が記載されるものであり、契約締結後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報等)を除いて開示される場合があります。

(5) 委託業務に計上できる経費について

事業の実施に必要な経費として計上できる経費の区分は、下記のとおりです。

人件	人件費	• 委託業務の人件費は、当該業務に直接従事する者(以下「業務従事者」という。)の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞
----	-----	--

費		<p>与を計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様書等において算出方法等が指定されている場合にはそれによることとし、指定がされていない場合には、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」に規定する計算方法により算出するものとする。 地方公共団体が応募する場合は、人件費を計上することはできません。
業務費	諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆料等を計上する。 経費の算出に当たっては、仕様書等において謝金単価等が指定されている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。
	旅費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 経費の算出に当たっては、仕様書等において「国家公務員の旅費等に関する法律」に準ずること等の指定がされている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。 なお、出張が当該業務以外の業務と一連のものとなっており、当該業務以外の業務に係る経費が存在する場合は、当該業務に係る部分とその他の業務に係る部分に区分し、当該業務に係る経費のみを計上する。 受託者においては当該業務に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な物品であって、備品費に属さないもの（物品分類基準により、消耗品は5万円未満の物品であるか、又は5万円以上であっても比較的長期（おおむね2年）の反復使用に耐えない物品、比較的長期の反復使用に耐えるが比較的破損しやすい物品、事業の終了をもってその用を足さなくなる物品）に係る経費を計上する。 なお、消耗品費として計上できる経費は当該業務にのみ使用したものであることが証明できるものとし、受託者において当該業務以外の業務にも使用する汎用文具等に係る経費については一般管理費に含むものとする。 また、既製品のソフトウェアについては消耗品費として計上することとするが、新たに開発するソフトウェアは雑役務費に計上する。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。 なお、計上する経費は業務委託期間中に使用した部数又は仕様書等により環境省に提出することを指定された部数のみとすること。
	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等） なお、通信運搬費として計上する経費は当該業務に直接必要であることが証明することができるものとし、受託者において当該業務以外の業務でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。
	借料及び損料	<ul style="list-style-type: none"> 業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該業務を実施するにあたり直接必要となる物品、不動産等の借料を計上する。 リース等により調達した物品は当該業務のみに使用することとし、リース料等については、当該業務の業務期間中のリース等に要する費用のみ計上することとする。 なお、受託者の事務所の家賃や共用部分等の当該業務のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととし、借料として計上することは認めない。
	会議費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等を計上する。 なお、会場の選定及び飲料等の購入に当たっては、必要以上に高価又は華美であったり、広さや個数が過剰になったりしないよう、出席者を確認し必要最小限度とすること。

雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費(当該業務に必要な分離・回収設備の工事費用、機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等)を計上する。一般管理費を含むものは、「外注費」として計上する。
外注費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を行うために必要な経費のうち、受託者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。 なお、再委託に当たっては事前に再委任等承認申請書により環境省の承諾を得る必要がある。 また、再委託を行う場合は、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」において示す経理処理に準じて行うことを再委託する者に周知し、再委託する者への支払額を確定する際には受託者が経費算出の根拠資料等の確認を行い、適切であると判断された額を精算報告書に計上すること。
その他諸経費	工事の保険料その他業務に直接関連する経費であって、上記区分に含まれないものを計上する。
一般管理費	事業の遂行に関連して間接的に必要とする経費 (直接経費(外注費及び共同研究費除く)に100分の15を乗じて得た金額以下)
共同研究費	委託先が委託業務の一部を第三者と共同で実施するための経費(一般管理費相当分を含む)

※本事業では備品の購入は原則認めません。

※原則、3年目の最終年度は原状回復のための費用を計上すること。

※この他、経費の取扱や精算に必要な書類等については、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」(平成25年8月環境省大臣官房会計課)に準拠します。

基本方針URL → ["http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/notice/bp-ebcc.pdf"](http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/notice/bp-ebcc.pdf)

(6) その他

応募書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

9. 応募に関する質問の受付及び回答

○ 受付先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

環境省地球環境局地球温暖化対策課

E-mail : chikyu-ondanka@env.go.jp

○ 受付方法

電子メールにて受け付けます(電話、来訪等による問合せには対応しません)。電子メールの件名は、「平成28年度環境調和型バイオマス資源活用モデル事業委託業務に関する質問」としてください。

○ 受付期間

平成28年7月25日(月) 17時まで

○ 回答

平成28年7月27日(水) 17時までに、電子メールにより行います。

10. 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る応募ができる者は、別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であることとします。

11. 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後のスケジュールの概略は以下のとおりです。書面審査を通過した者を評価するため、審査委員会を開催します。

6～7月	公 募
8月	審 査・採 択
8月～	委 託 契 約
～3月	業 務 実 施
2月13日	報 告 書 骨 子 提 出
3月31日	報 告 書 提 出
4月末	精 算 ・ 支 払

12. その他

- (1) 環境省担当官や外部審査委員への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対する御意見には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。
- (3) 本業務は平成28年度の新規事業であり、他府省の既存事業で既に検証がなされている応募内容は、採択対象から除外する場合があります。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。